

令和5年度静岡県一般会計補正予算

令和5年度静岡県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86,460,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,343,952,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(県債の補正)

第4条 県債の変更並びに追加は、「第4表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	県税	489,000,000	5,600,000	494,600,000
	1 県民税	132,494,000	7,051,000	139,545,000
	2 事業税	140,443,000	4,701,000	145,144,000
	3 地方消費税	103,127,000	△ 6,850,000	96,277,000
	4 不動産取得税	10,590,000	188,000	10,778,000
	5 県たばこ税	4,032,000	141,000	4,173,000
	6 ゴルフ場利用税	2,542,000	△ 97,000	2,445,000
	7 軽油引取税	38,049,000	△ 631,000	37,418,000
	8 自動車税	56,444,000	762,000	57,206,000
	9 鉾区税	4,000	0	4,000
	10 核燃料税	1,240,000	0	1,240,000
	11 狩猟税	35,000	△ 1,000	34,000
	12 旧法による税	0	336,000	336,000
2	地方消費税清算金	193,505,000	△ 9,723,000	183,782,000
	1 地方消費税清算金	193,505,000	△ 9,723,000	183,782,000
3	地方譲与税	66,300,000	5,100,000	71,400,000
	1 特別法人事業譲与税	63,449,000	5,043,000	68,492,000
	2 地方揮発油譲与税	2,021,000	43,000	2,064,000
	3 石油ガス譲与税	78,000	0	78,000

	4 自動車重量譲与税	543,000		15,000	558,000
	5 森林環境譲与税	181,000		0	181,000
	6 航空機燃料譲与税	28,000	△	1,000	27,000
4 地方特例交付金		2,180,000		11,000	2,191,000
	1 地方特例交付金	2,180,000		11,000	2,191,000
5 地方交付税		182,803,000		9,409,000	192,212,000
	1 地方交付税	182,803,000		9,409,000	192,212,000
6 交通安全対策特別交付金		1,000,000	△	150,000	850,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000	△	150,000	850,000
7 分担金及び負担金		5,382,675	△	275,495	5,107,180
	1 負担金	5,382,675	△	275,495	5,107,180
8 使用料及び手数料		14,573,546		28,085	14,601,631
	1 使用料	9,576,761		126,346	9,703,107
	2 手数料	508,785	△	145,261	363,524
	3 証紙収入	4,488,000		47,000	4,535,000
9 国庫支出金		235,446,308	△	58,787,333	176,658,975
	1 国庫負担金	51,816,659	△	5,186,139	46,630,520
	2 国庫補助金	180,594,586	△	52,865,325	127,729,261
	3 委託金	3,035,063	△	735,869	2,299,194
10 財産収入		2,989,224	△	971,654	2,017,570
	1 財産運用収入	859,695		128,433	988,128

	2 財産売却収入	2,129,529	△	1,100,087	1,029,442
1 1 寄附金		268,618		75,348	343,966
	1 寄附金	268,618		75,348	343,966
1 2 繰入金		70,864,230	△	38,244,237	32,619,993
	1 特別会計繰入金	478,298	△	42,206	436,092
	2 基金繰入金	70,385,932	△	38,202,031	32,183,901
1 3 繰越金		7,890,000		7,459,000	15,349,000
	1 繰越金	7,890,000		7,459,000	15,349,000
1 4 諸収入		25,573,399	△	2,282,714	23,290,685
	1 延滞金、加算金及び過料等	554,542	△	78,453	476,089
	2 預金利子	6,200		25,300	31,500
	3 貸付金元利収入	320,378	△	98	320,280
	4 受託事業収入	1,022,404	△	492,192	530,212
	5 収益事業収入	6,371,000	△	459,842	5,911,158
	6 利子割精算金収入	1,000		0	1,000
	7 雑入	17,297,875	△	1,277,429	16,020,446
1 5 県債		132,636,000	△	3,708,000	128,928,000
	1 県債	132,636,000	△	3,708,000	128,928,000
歳入合計		1,430,412,000	△	86,460,000	1,343,952,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2,004,022	△ 86,294	1,917,728
	1 議会費	2,004,022	△ 86,294	1,917,728
2 知事直轄組織費		7,154,922	3,808,466	10,963,388
	1 知事直轄組織費	7,154,922	3,808,466	10,963,388
3 危機管理費		6,685,907	△ 1,144,165	5,541,742
	1 危機管理費	6,685,907	△ 1,144,165	5,541,742
4 経営管理費		35,038,184	△ 244,892	34,793,292
	1 経営管理費	20,704,196	672,291	21,376,487
	2 徴税費	9,121,946	△ 241,491	8,880,455
	3 地域振興費	1,601,033	45,442	1,646,475
	4 選挙費	1,328,556	△ 662,682	665,874
	5 出納費	1,802,021	△ 50,607	1,751,414
	6 人事委員会費	231,019	△ 6,061	224,958
	7 監査委員費	249,413	△ 1,784	247,629
5 暮らし・環境費		12,010,608	△ 1,351,055	10,659,553
	1 暮らし・環境費	3,311,633	△ 109,873	3,201,760
	2 県民生活費	594,592	△ 38,431	556,161
	3 建築住宅費	1,681,253	△ 128,743	1,552,510
	4 環境費	6,423,130	△ 1,074,008	5,349,122

6	スポーツ・文化観光費	14,866,701	△	1,044,951	13,821,750
	1 スポーツ・文化観光費	2,529,589		19,823	2,549,412
	2 スポーツ費	1,551,024	△	161,647	1,389,377
	3 文化費	5,318,516	△	714,259	4,604,257
	4 観光交流費	2,376,397	△	38,485	2,337,912
	5 空港振興費	3,091,175	△	150,383	2,940,792
7	健康福祉費	325,003,403	△	51,997,591	273,005,812
	1 健康福祉費	10,781,667		49,371	10,831,038
	2 福祉長寿費	63,836,287	△	553,713	63,282,574
	3 こども未来費	50,591,838	△	1,072,750	49,519,088
	4 障害者支援費	24,653,487		440,899	25,094,386
	5 医療費	36,633,594	△	4,522,499	32,111,095
	6 感染症対策費	62,407,081	△	46,451,471	15,955,610
	7 健康費	75,677,934		128,462	75,806,396
	8 生活衛生費	421,515	△	15,890	405,625
8	経済産業費	103,826,486	△	9,448,428	94,378,058
	1 経済産業費	13,971,811	△	223,392	13,748,419
	2 産業革新費	15,863,739	△	3,253,023	12,610,716
	3 就業支援費	2,069,951	△	316,285	1,753,666
	4 商工業費	21,616,492	△	415,506	21,200,986
	5 農業費	13,690,240	△	577,598	13,112,642
	6 農地費	21,936,474	△	3,114,096	18,822,378
	7 森林・林業費	12,548,393	△	1,412,669	11,135,724

	8 水産・海洋費	2,032,800	△	125,904	1,906,896
	9 労働委員会費	96,586	△	9,955	86,631
9 交通基盤費		143,768,604	△	9,961,143	133,807,461
	1 交通基盤管理費	7,846,376	△	1,096,634	6,749,742
	2 建設経済費	101,766	△	6,582	95,184
	3 建築管理費	54,873	△	5,621	49,252
	4 道路費	51,825,418	△	2,094,345	49,731,073
	5 河川砂防費	54,351,828	△	4,252,163	50,099,665
	6 港湾費	16,251,891	△	1,302,924	14,948,967
	7 都市費	13,336,452	△	1,202,874	12,133,578
10 警察費		81,473,656	△	433,845	81,039,811
	1 警察管理費	78,075,572	△	385,755	77,689,817
	2 警察活動費	3,398,084	△	48,090	3,349,994
11 教育費		239,923,275	△	2,094,580	237,828,695
	1 総合教育費	11,850	△	496	11,354
	2 教育委員会費	20,707,902		41,913	20,749,815
	3 小学校費	59,099,643		397,387	59,497,030
	4 中学校費	36,036,775	△	276,073	35,760,702
	5 高等学校費	54,350,399	△	818,133	53,532,266
	6 大学費	7,373,468		34,467	7,407,935
	7 特別支援学校費	28,284,414	△	345,169	27,939,245
	8 学校教育費	3,182,837	△	368,218	2,814,619
	9 社会教育費	781,395	△	31,691	749,704

	1 0 私学振興費	30,094,592	△	728,567	29,366,025
1 2 災害対策費		31,105,232	△	12,574,404	18,530,828
	1 観光施設災害復旧費	30,000	△	30,000	0
	2 空港施設災害復旧費	80,000	△	30,810	49,190
	3 社会福祉施設災害復旧費	282,000	△	253,047	28,953
	4 農林水産施設災害復旧費	7,581,000	△	5,420,061	2,160,939
	5 土木施設災害復旧費	21,350,000	△	5,940,293	15,409,707
	6 教育施設災害復旧費	430,000	△	430,000	0
	7 災害対策諸費	1,352,232	△	470,193	882,039
1 3 公債費		191,235,000		5,109,720	196,344,720
	1 公債費	191,235,000		5,109,720	196,344,720
1 4 諸支出金		234,816,000	△	3,996,838	230,819,162
	1 地方消費税清算金	99,894,000	△	5,040,000	94,854,000
	2 所得割交付金	335,000	△	45,000	290,000
	3 利子割交付金	286,000	△	43,000	243,000
	4 配当割交付金	3,199,000		603,000	3,802,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	3,166,000		2,962,000	6,128,000
	6 法人事業税交付金	9,710,000		323,000	10,033,000
	7 地方消費税交付金	98,286,000	△	4,939,000	93,347,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,800,000	△	67,000	1,733,000
	9 軽油引取税交付金	11,673,000		1,059,000	12,732,000
	1 0 自動車税環境性能割交付金	2,263,000		321,000	2,584,000
	1 1 利子割精算金	1,000		0	1,000

	1 2 旧法による自動車 取得税交付金	3,000		181,000	184,000
	1 3 県税還付金	4,200,000		600,000	4,800,000
	1 4 公営企業費	0		88,162	88,162
1 5 予備費		1,500,000	△	1,000,000	500,000
	1 予備費	1,500,000	△	1,000,000	500,000
歳 出 合 計		1,430,412,000	△	86,460,000	1,343,952,000

--	--	--	--	--	--

第 2 表

繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
5 暮らし・環境費	4 環境費	環境政策費	354,000	384,000
6 スポーツ・文化観光費	4 観光交流費	観光費	94,000	148,000
	5 空港振興費	空港振興費	640,000	905,000
8 経済産業費	2 産業革新費	産業革新費	2,050,000	2,356,000
	5 農業費	農業費	1,240,000	3,088,000
	6 農地費	農地費	3,137,000	7,804,000
	7 森林・林業費	森林・林業費	2,094,000	5,130,000
9 交通基盤費	4 道路費	道路橋りょう維持管理費	15,000	1,510,000
		道路橋りょう新設改良費	7,235,000	21,073,000
	5 河川砂防費	河川改良費	11,819,000	20,141,000
		海岸費	1,177,000	2,220,000
		砂防費	6,087,000	9,342,000
		農林地すべり対策費	1,246,000	1,337,000
	6 港湾費	港湾建設費	5,110,000	7,643,000
		漁港整備費	1,573,000	2,608,000
	7 都市費	市街地整備費	99,000	3,787,000

		公 園 緑 地 費	67,000	181,000
10 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警 察 施 設 費	45,000	213,000
11 教 育 費	2 教 育 委 員 会 費	教 育 管 理 費	180,000	4,291,000
	8 学 校 教 育 費	高 校 教 育 費	200,000	251,000
2 追 加				
款	項	事 業 名	金 額	
3 危 機 管 理 費	1 危 機 管 理 費	危 機 管 理 費	157,000	
4 経 営 管 理 費	1 経 営 管 理 費	資 産 経 営 費	83,000	
5 くらし・環境費	3 建 築 住 宅 費	建 築 安 全 推 進 費	13,000	
6 スポ一ツ・ 文化観光費	3 文 化 費	文 化 財 費	18,000	
7 健 康 福 祉 費	2 福 祉 長 寿 費	長 寿 社 会 費	1,610,000	
	6 感 染 症 対 策 費	感 染 症 対 策 費	691,000	
8 経 済 産 業 費	4 商 工 業 費	商 工 業 費	137,000	
	8 水 産 ・ 海 洋 費	水 産 ・ 海 洋 費	99,000	
9 交 通 基 盤 費	5 河 川 砂 防 費	河 川 砂 防 管 理 費	97,000	
	6 港 湾 費	港 湾 管 理 費	205,000	
	7 都 市 費	都 市 政 策 費	6,000	
		地 域 交 通 費	37,000	
		生 活 排 水 費	7,000	
11 教 育 費	7 特 別 支 援 学 校 費	特 別 支 援 学 校 管 理 費	4,000	

	10 私学振興費	私学振興費	2,000
12 災害対策費	4 農林水産施設災害復旧費	過年災害農林水産施設復旧費	785,000
		現年災害農林水産施設復旧費	702,000
	5 土木施設災害復旧費	過年災害土木復旧費	7,800,000
		現年災害土木復旧費	3,843,000

--	--	--	--

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 変 更

(1) 令和5年度において債務負担行為を行うもの

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
46 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和5年度から 令和7年度まで	1,769,500千円 (工事予定額 1,900,000千円) 令和5年度計上予算額 130,500千円)	46 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和5年度から 令和7年度まで	1,854,660千円 (工事予定額 1,900,000千円) 令和5年度計上予算額 45,340千円)

(2) 令和4年度以前において債務負担行為を行ったもの

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
110 静岡県男女共同参画センターの管理運営に係る協定	令和4年度から 令和9年度まで	455,000千円 (管理運営予定額 455,000千円) 令和4年度計上予算額 0千円)	110 静岡県男女共同参画センターの管理運営に係る協定	令和4年度から 令和9年度まで	476,388千円 (管理運営予定額 476,388千円) 令和4年度計上予算額 0千円)
95 静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設等の管理運営に係る協定(静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設ほか1件)	令和3年度から 令和8年度まで	533,900千円 (管理運営予定額 533,900千円) 令和3年度計上予算額 0千円)	95 静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設等の管理運営に係る協定(静岡県立森林公園森の家施設・静岡県立森林公園施設ほか1件)	令和3年度から 令和8年度まで	544,106千円 (管理運営予定額 544,106千円) 令和3年度計上予算額 0千円)
112 静岡県立水泳場等の管理運営に係る協定(静岡県立水泳場ほか2件)	令和4年度から 令和9年度まで	2,307,975千円 (管理運営予定額 2,307,975千円) 令和4年度計上予算額 0千円)	112 静岡県立水泳場等の管理運営に係る協定(静岡県立水泳場ほか2件)	令和4年度から 令和9年度まで	2,365,255千円 (管理運営予定額 2,365,255千円) 令和4年度計上予算額 0千円)
96 静岡県コンベンションアーツセンターの管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	4,319,000千円 (管理運営予定額 4,319,000千円) 令和3年度計上予算額 0千円)	96 静岡県コンベンションアーツセンターの管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	4,508,672千円 (管理運営予定額 4,508,672千円) 令和3年度計上予算額 0千円)

97 静岡県舞台芸術公園の管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	276,400千円 (管理運営予定額 276,400千円 令和3年度計上予算額 0千円)	97 静岡県舞台芸術公園の管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	286,972千円 (管理運営予定額 286,972千円 令和3年度計上予算額 0千円)
113 日本平山頂シンボル施設の管理運営に係る協定	令和4年度から 令和9年度まで	225,500千円 (管理運営予定額 225,500千円 令和4年度計上予算額 0千円)	113 日本平山頂シンボル施設の管理運営に係る協定	令和4年度から 令和9年度まで	232,316千円 (管理運営予定額 232,316千円 令和4年度計上予算額 0千円)
107 静岡県医療健康産業研究開発センターの管理運営に係る協定	令和2年度から 令和7年度まで	274,000千円 (管理運営予定額 274,000千円 令和2年度計上予算額 0千円)	107 静岡県医療健康産業研究開発センターの管理運営に係る協定	令和2年度から 令和7年度まで	280,130千円 (管理運営予定額 280,130千円 令和2年度計上予算額 0千円)
108 静岡県産業経済会館の管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	49,257千円 (管理運営予定額 49,257千円 令和3年度計上予算額 0千円)	108 静岡県産業経済会館の管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	58,242千円 (管理運営予定額 58,242千円 令和3年度計上予算額 0千円)
109 静岡県家畜共同育成場の管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	265,420千円 (管理運営予定額 265,420千円 令和3年度計上予算額 0千円)	109 静岡県家畜共同育成場の管理運営に係る協定	令和3年度から 令和8年度まで	273,421千円 (管理運営予定額 273,421千円 令和3年度計上予算額 0千円)
112 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理運営に係る協定	令和2年度から 令和7年度まで	100,000千円 (管理運営予定額 100,000千円 令和2年度計上予算額 0千円)	112 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の管理運営に係る協定	令和2年度から 令和7年度まで	101,294千円 (管理運営予定額 101,294千円 令和2年度計上予算額 0千円)
56 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和4年度から 令和7年度まで	5,258,000千円 (工事予定額 5,500,000千円 令和4年度計上予算額 242,000千円)	56 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	令和4年度から 令和7年度まで	7,113,000千円 (工事予定額 7,355,000千円 令和4年度計上予算額 242,000千円)
111 都市公園の管理運営に係る協定(静岡県富士山こどもの国ほか1件)	令和元年度から 令和6年度まで	3,188,000千円 (管理運営予定額 3,188,000千円 令和元年度計上予算額 0千円)	111 都市公園の管理運営に係る協定(静岡県富士山こどもの国ほか1件)	令和元年度から 令和6年度まで	3,220,835千円 (管理運営予定額 3,220,835千円 令和元年度計上予算額 0千円)
115 都市公園の管理運営に係る協定(静岡県草薙総合運動場ほか4件)	令和2年度から 令和7年度まで	5,889,015千円 (管理運営予定額 5,889,015千円 令和2年度計上予算額 0千円)	115 都市公園の管理運営に係る協定(静岡県草薙総合運動場ほか4件)	令和2年度から 令和7年度まで	6,066,655千円 (管理運営予定額 6,066,655千円 令和2年度計上予算額 0千円)
76 高等学校校舎建築工事契約(沼津商業高等学校)	令和4年度から 令和6年度まで	3,684,000千円 (工事予定額 3,856,000千円 令和4年度計上予算額 172,000千円)	76 高等学校校舎建築工事契約(沼津商業高等学校)	令和4年度から 令和7年度まで	4,358,000千円 (工事予定額 4,530,000千円 令和4年度計上予算額 172,000千円)

77 高等学校校舎建築工事契約 (藤枝東高等学校)	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	1,710,000 千円 (工事予定額 2,082,000 千円) 令和4年度計上予算額 372,000 千円	77 高等学校校舎建築工事契約 (藤枝東高等学校)	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	1,710,000 千円 (工事予定額 2,082,000 千円) 令和4年度計上予算額 372,000 千円
85 高等学校等奨学金等債権回収 業務委託契約	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	5,900 千円 (委託予定額 9,100 千円) 令和4年度計上予算額 3,200 千円	85 高等学校等奨学金等債権回収 業務委託契約	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	6,800 千円 (委託予定額 10,000 千円) 令和4年度計上予算額 3,200 千円
93 静岡県立三ヶ日青年の家の管 理運営に係る協定	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	585,000 千円 (管理運営予定額 585,000 千円) 令和3年度計上予算額 0 千円	93 静岡県立三ヶ日青年の家の管 理運営に係る協定	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	594,606 千円 (管理運営予定額 594,606 千円) 令和3年度計上予算額 0 千円

第 4 表

県 債 補 正

補 正 前				補 正 後					
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地震対策事業費	303,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。	地震対策事業費	192,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
脱炭素推進事業費	615,000	又は	以内		脱炭素推進事業費	551,000	又は	以内	
出先機関庁舎等整備費	1,452,000	証券発行			出先機関庁舎等整備費	1,268,000	証券発行		
公有林整備費	67,000	(他の地方公共団体との共同発行を含む)			公有林整備費	59,000	(他の地方公共団体との共同発行を含む)		
スポーツ施設整備事業費	353,000				スポーツ施設整備事業費	251,000			
文化学術施設整備事業費	1,136,000				文化学術施設整備事業費	656,000			
観光施設整備事業費	483,000				観光施設整備事業費	386,000			
空港整備事業費	662,000				空港整備事業費	650,000			
社会福祉会館整備事業費	4,000				社会福祉会館整備事業費	1,000			
老人福祉施設整備事業費	573,000				老人福祉施設整備事業費	192,000			
児童福祉施設整備事業費	116,000				児童福祉施設整備事業費	45,000			
障害者施設整備事業費	155,000				障害者施設整備事業費	184,000			
看護職員養成所施設整備事業費	133,000				看護職員養成所施設整備事業費	116,000			
地方独立行政法人静岡県立病院機構事業費	5,643,000				地方独立行政法人静岡県立病院機構事業費	3,312,000			
職業能力開発施設整備事業費	9,000				職業能力開発施設整備事業費	7,000			
工業技術研究所整備費	253,000				工業技術研究所整備費	248,000			
先端農業推進拠点整備事業費	5,000				先端農業推進拠点整備事業費	7,000			
農林技術研究所整備事業費	468,000				農林技術研究所整備事業費	1,241,000			
農林環境専門職大学整備事業費	126,000				農林環境専門職大学整備事業費	121,000			
食肉センター再編整備事業費	229,000				食肉センター再編整備事業費	226,000			
土地改良事業費	3,236,000			土地改良事業費	3,042,000				
耕地災害防止施設費	877,000			耕地災害防止施設費	953,000				
緊急浚渫推進事業費	2,730,000			緊急浚渫推進事業費	2,734,000				
自然災害防止事業費	475,000			自然災害防止事業費	315,000				
育種場設備整備事業費	8,000			育種場設備整備事業費	6,000				
林道事業費	621,000			林道事業費	506,000				
臨時林道整備事業費	98,000			臨時林道整備事業費	126,000				
治山事業費	2,211,000			治山事業費	2,297,000				
緊急自然災害防止対策事業費	8,298,000			緊急自然災害防止対策事業費	8,335,000				
沿岸漁場整備費	39,000			沿岸漁場整備費	39,000				
魚介類種苗生産施設整備費	27,000			魚介類種苗生産施設整備費	14,000				
水産・海洋技術研究所等整備費	65,000			水産・海洋技術研究所等整備費	53,000				
道路事業費	5,878,000			道路事業費	6,288,000				

臨時県道整備事業費	16,781,000				臨時県道整備事業費	15,798,000			
河川事業費	8,667,000				河川事業費	7,814,000			
臨時河川整備事業費	1,566,000				臨時河川整備事業費	1,734,000			
海岸保全事業費	1,343,000				海岸保全事業費	1,363,000			
砂防事業費	3,338,000				砂防事業費	3,073,000			
港湾事業費	2,764,000				港湾事業費	2,970,000			
漁港整備費	796,000				漁港整備費	743,000			
漁港海岸保全費	220,000				漁港海岸保全費	221,000			
地域鉄道対策事業費	149,000				地域鉄道対策事業費	149,000			
都市公園整備費	301,000				都市公園整備費	258,000			
地震防災事業費	218,000				地震防災事業費	200,000			
警察施設整備費	2,328,000				警察施設整備費	2,208,000			
臨時高等学校施設整備費	9,652,000				臨時高等学校施設整備費	7,948,000			
特別支援学校施設整備費	853,000				特別支援学校施設整備費	695,000			
県有施設改善事業費	183,000				県有施設改善事業費	183,000			
大学施設整備事業費	244,000				大学施設整備事業費	224,000			
国直轄土地改良事業費	702,000				国直轄土地改良事業費	549,000			
国直轄治山事業費	798,000				国直轄治山事業費	582,000			
国直轄道路事業費	5,841,000				国直轄道路事業費	4,449,000			
国直轄河川事業費	1,884,000				国直轄河川事業費	1,872,000			
国直轄海岸保全事業費	975,000				国直轄海岸保全事業費	698,000			
国直轄砂防事業費	2,737,000				国直轄砂防事業費	2,693,000			
国直轄港湾事業費	2,476,000				国直轄港湾事業費	1,705,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000				現年災害観光施設復旧費	0			
過年災害空港施設復旧費	20,000				過年災害空港施設復旧費	19,000			
現年災害空港施設復旧費	60,000				現年災害空港施設復旧費	29,000			
過年災害社会福祉施設復旧費	7,000				過年災害社会福祉施設復旧費	4,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000				現年災害社会福祉施設復旧費	0			
過年災害農林水産施設復旧費	8,000				過年災害農林水産施設復旧費	9,000			
現年災害農林水産施設復旧費	463,000				現年災害農林水産施設復旧費	1,000			
過年災害土木復旧費	3,368,000				過年災害土木復旧費	3,256,000			
現年災害土木復旧費	3,894,000				現年災害土木復旧費	2,794,000			
国直轄災害復旧費	393,000				国直轄災害復旧費	136,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000				現年災害教育施設復旧費	0			
臨時財政対策	22,000,000				臨時財政対策	23,130,000			
					調	7,000,000			
計	132,636,000				計	128,928,000			

令和5年度静岡県公債管理特別会計補正予算

令和5年度静岡県の公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,216,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496,270,605千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,646,000	25,400	1,671,400
	1 財産運用収入	1,646,000	25,400	1,671,400
2 繰入金		290,508,000	5,191,205	295,699,205
	1 一般会計繰入金	190,760,000	5,166,822	195,926,822
	2 基金繰入金	99,748,000	24,383	99,772,383
3 県債		198,900,000	0	198,900,000
	1 県債	198,900,000	0	198,900,000
歳入合計		491,054,000	5,216,605	496,270,605

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		491,054,000	5,216,605	496,270,605
	1 公債費	491,054,000	5,216,605	496,270,605
歳 出 合 計		491,054,000	5,216,605	496,270,605

令和5年度静岡県自動車税等証紙徴収事務 特別会計補正予算

令和5年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,178,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,168,000	10,000	3,178,000
	1 証紙収入	3,168,000	10,000	3,178,000
歳入合計		3,168,000	10,000	3,178,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰出金		3,168,000	10,000	3,178,000
	1 一般会計繰出金	3,168,000	10,000	3,178,000
歳 出 合 計		3,168,000	10,000	3,178,000

令和5年度静岡県県営住宅事業特別会計補正予算

令和5年度静岡県の県営住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,395,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,954,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料	3,715,210	0	3,715,210
	1 使用料	3,715,210	0	3,715,210
2	国庫支出金	3,817,876	△ 939,954	2,877,922
	1 国庫補助金	3,817,876	△ 939,954	2,877,922
3	財産収入	6,776	1,382	8,158
	1 財産運用収入	6,776	1,382	8,158
4	繰入金	2,053,178	46,776	2,099,954
	1 一般会計繰入金	883,000	0	883,000
	2 基金繰入金	1,170,178	46,776	1,216,954
5	繰越金	1,000	34,796	35,796
	1 繰越金	1,000	34,796	35,796
6	諸収入	81,960	△ 8,000	73,960
	1 雑入	81,960	△ 8,000	73,960
7	県債	4,673,000	△ 530,000	4,143,000
	1 県債	4,673,000	△ 530,000	4,143,000
歳入合計		14,349,000	△ 1,395,000	12,954,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	県営住宅事業費	11,300,205	△ 1,348,017	9,952,188
	1 県営住宅管理費	3,364,561	△ 17,611	3,346,950
	2 県営住宅整備費	7,881,000	△ 1,387,008	6,493,992
	3 積立金	54,644	56,602	111,246
2	災害対策費	30,000	0	30,000
	1 県営住宅復旧費	30,000	0	30,000
3	公債費	2,951,452	△ 46,983	2,904,469
	1 公債費	2,951,452	△ 46,983	2,904,469
4	予備費	67,343	0	67,343
	1 予備費	67,343	0	67,343
歳 出 合 計		14,349,000	△ 1,395,000	12,954,000

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 県営住宅事業費	2 県営住宅整備費	県 営 住 宅 整 備 費	503,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	3,673,000 ^{千円}	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。	公 営 住 宅 建 設 費 過 年 災 害 公 営 住 宅 復 旧 費	3,130,000 ^{千円} 13,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,673,000				計	3,143,000			

令和5年度静岡県母子父子寡婦福祉資金 特別会計補正予算

令和5年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ12,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ624,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		57,084	0	57,084
	1 繰越金	57,084	0	57,084
2 諸収入		579,916	△ 12,680	567,236
	1 預金利子	11	0	11
	2 貸付金元利収入	571,488	△ 12,680	558,808
	3 雑入	8,417	0	8,417
歳入合計		637,000	△ 12,680	624,320

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金費		439,000	△ 12,680	426,320
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	360,000	△ 14,000	346,000
	2 諸費	5,000	1,320	6,320
	3 一般会計繰出金	74,000	0	74,000
2 公債費		148,000	0	148,000
	1 公債費	148,000	0	148,000
3 予備費		50,000	0	50,000
	1 予備費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計		637,000	△ 12,680	624,320

令和5年度静岡県心身障害者扶養共済事業 特別会計補正予算

令和5年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ652,110千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		113,275	0	113,275
	1 国庫補助金	113,275	0	113,275
2 繰入金		121,830	△ 1	121,829
	1 一般会計繰入金	121,830	△ 1	121,829
3 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
4 諸収入		422,894	△ 5,889	417,005
	1 預金利子	1	0	1
	2 雑入	422,893	△ 5,889	417,004
歳入合計		658,000	△ 5,890	652,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 扶養共済事業費		657,850	△ 5,890	651,960
	1 扶養年金費	654,069	△ 5,890	648,179
	2 諸費	3,781	0	3,781
2 予備費		150	0	150
	1 予備費	150	0	150
歳 出 合 計		658,000	△ 5,890	652,110

令和5年度静岡県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,969,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326,069,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		96,941,837	996,092	97,937,929
	1 負担金	96,941,837	996,092	97,937,929
2 国庫支出金		77,418,105	△ 561,092	76,857,013
	1 国庫負担金	58,407,178	135,425	58,542,603
	2 国庫補助金	19,010,927	△ 696,517	18,314,410
3 前期高齢者交付金		113,910,758	3,735,970	117,646,728
	1 前期高齢者交付金	113,910,758	3,735,970	117,646,728
4 共同事業交付金		689,059	0	689,059
	1 共同事業交付金	689,059	0	689,059
5 財産収入		3,569	6,368	9,937
	1 財産運用収入	3,569	6,368	9,937
6 繰入金		19,761,664	868,330	20,629,994
	1 他会計繰入金	18,478,732	122,980	18,601,712
	2 基金繰入金	1,282,932	745,350	2,028,282
7 繰越金		194,612	10,895,742	11,090,354
	1 繰越金	194,612	10,895,742	11,090,354

8 諸収入		180,396	1,027,756	1,208,152
	1 預金利子	3,400	0	3,400
	2 雑入	176,996	1,027,756	1,204,752
歳入合計		309,100,000	16,969,166	326,069,166

--	--	--	--	--

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,970	0	6,970
	1 総務管理費	6,216	0	6,216
	2 運営協議会費	754	0	754
2 保険給付費等交付金		243,373,324	14,370,927	257,744,251
	1 保険給付費等交付金	243,373,324	14,370,927	257,744,251
3 後期高齢者支援金等		48,407,792	△ 523,115	47,884,677
	1 後期高齢者支援金等	48,407,792	△ 523,115	47,884,677
4 前期高齢者納付金等		109,864	7,260	117,124
	1 前期高齢者納付金等	109,864	7,260	117,124
5 介護納付金		15,958,460	0	15,958,460
	1 介護納付金	15,958,460	0	15,958,460
6 病床転換支援金等		200	△ 125	75
	1 病床転換支援金等	200	△ 125	75
7 共同事業拠出金		689,399	0	689,399
	1 共同事業拠出金	689,399	0	689,399
8 保健事業費		200,000	△ 30,343	169,657
	1 保健事業費	200,000	△ 30,343	169,657

9	基金積立金		3,569	1,741,829	1,745,398
	1	基金積立金	3,569	1,741,829	1,745,398
10	諸支出金		255,051	1,402,733	1,657,784
	1	償還金及び還付加算金	255,051	1,402,733	1,657,784
11	予備費		95,371	0	95,371
	1	予備費	95,371	0	95,371
	歳出合計		309,100,000	16,969,166	326,069,166

令和5年度静岡県中小企業高度化資金 貸付事業等特別会計補正予算

令和5年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,305千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,414,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		103,497	△ 53,437	50,060
	1 一般会計繰入金	103,497	△ 53,437	50,060
2 繰越金		177,518	50,963	228,481
	1 繰越金	177,518	50,963	228,481
3 諸収入		1,032,599	8,386	1,040,985
	1 預金利子	1	0	1
	2 貸付金元利収入	1,032,247	8,386	1,040,633
	3 雑入	351	0	351
4 県債		1,103,386	△ 8,217	1,095,169
	1 県債	1,103,386	△ 8,217	1,095,169
歳入合計		2,417,000	△ 2,305	2,414,695

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業高度化等 事業費		1,592,336	△	30,585	1,561,751
	1 中小企業高度化資 金等貸付金	1,379,233	△	10,271	1,368,962
	2 諸費	23,200		0	23,200
	3 一般会計繰出金	189,903	△	20,314	169,589
2 公債費		824,664		28,280	852,944
	1 公債費	824,664		28,280	852,944
歳 出 合 計		2,417,000	△	2,305	2,414,695

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	1,103,386 ^{千円}	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。	中小企業高度化資金等貸付金	1,095,169 ^{千円}	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	1,103,386				計	1,095,169			

令和5年度静岡県林業改善資金特別会計補正予算

令和5年度静岡県の林業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ117,634千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		169,004	40,958	209,962
	1 繰越金	169,004	40,958	209,962
2 諸収入		160,996	△ 158,592	2,404
	1 預金利子	594	△ 592	2
	2 貸付金元利収入	110,400	△ 108,000	2,400
	3 雑入	50,002	△ 50,000	2
歳入合計		330,000	△ 117,634	212,366

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1	林業改善資金費	191,027	△	150,092	40,935
	1 林業改善資金貸付金	40,000		0	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000	△	100,000	0
	3 諸費	1,023	△	88	935
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,004	△	50,004	0
2	予備費	138,973		32,458	171,431
	1 予備費	138,973		32,458	171,431
歳 出 合 計		330,000	△	117,634	212,366

令和5年度静岡県清水港等港湾整備事業 特別会計補正予算

令和5年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ491,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,535,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	使用料及び手数料	2,999,253	△ 47,713	2,951,540
	1 使用料	2,999,253	△ 47,713	2,951,540
2	財産収入	365,809	△ 82,977	282,832
	1 財産運用収入	365,809	△ 82,977	282,832
3	繰入金	180,000	4,223	184,223
	1 一般会計繰入金	98,000	8,331	106,331
	2 基金繰入金	82,000	△ 4,108	77,892
4	諸収入	162,938	△ 8,519	154,419
	1 預金利子	1	0	1
	2 貸付金元利収入	24,816	0	24,816
	3 雑入	138,121	△ 8,519	129,602
5	県債	4,318,000	△ 407,000	3,911,000
	1 県債	4,318,000	△ 407,000	3,911,000
6	繰越金	0	50,986	50,986
	1 繰越金	0	50,986	50,986
歳入合計		8,026,000	△ 491,000	7,535,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 港湾事業費		5,891,206	△	479,265	5,411,941
	1 港湾管理費	2,187,206	△	93,256	2,093,950
	2 施設整備費	3,704,000	△	386,009	3,317,991
2 公債費		2,118,791	△	11,735	2,107,056
	1 公債費	2,118,791	△	11,735	2,107,056
3 予備費		16,003		0	16,003
	1 予備費	16,003		0	16,003
歳 出 合 計		8,026,000	△	491,000	7,535,000

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港 湾 事 業 費	2 施 設 整 備 費	清 水 港 施 設 整 備 費	304,000	2,561,000

2 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	清 水 港 港 湾 管 理 費	69,000
		田 子 の 浦 港 港 湾 管 理 費	28,000
	2 施 設 整 備 費	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	177,000
		御 前 崎 港 施 設 整 備 費	34,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前					補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	3,180,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。	清 水 港 施 設 整 備 費	2,850,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	795,000				清 水 港 埠 頭 整 備 費	735,000			
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	145,000				田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	135,000			
田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	59,000				田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	58,000			
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	89,000				御 前 崎 港 施 設 整 備 費	84,000			
御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	50,000				御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	49,000			
計	4,318,000				計	3,911,000			

令和5年度静岡県物品調達事務等特別会計補正予算

令和5年度静岡県の物品調達事務等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ474,558千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,748,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,223,000	△ 474,558	1,748,442
	1 諸収入	2,222,176	△ 474,431	1,747,745
	2 雑入	824	△ 127	697
歳入合計		2,223,000	△ 474,558	1,748,442

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 集中管理費		2,223,000	△ 474,558	1,748,442
	1 集中管理費	2,223,000	△ 474,558	1,748,442
歳 出 合 計		2,223,000	△ 474,558	1,748,442

令和5年度静岡県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度静岡県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度静岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 総 配 水 量	200,709,441m ³	1,571,224m ³	202,280,665m ³
(ア) 柿田川工業用水道	36,635,310m ³	2,758m ³	36,638,068m ³
(イ) ふじさん工業用水道	117,786,358m ³	1,920,527m ³	119,706,885m ³
(ロ) 静清工業用水道	17,156,974m ³	△ 212,305m ³	16,944,669m ³
(ハ) 中遠工業用水道	12,221,493m ³	△ 34,484m ³	12,187,009m ³
(ニ) 西遠工業用水道	10,939,542m ³	△ 113,692m ³	10,825,850m ³
(ホ) 湖西工業用水道	5,969,764m ³	8,420m ³	5,978,184m ³
2 1日平均配水量	548,385m ³	4,295m ³	552,680m ³
(ア) 柿田川工業用水道	100,096m ³	8m ³	100,104m ³
(イ) ふじさん工業用水道	321,820m ³	5,248m ³	327,068m ³
(ロ) 静清工業用水道	46,877m ³	△ 580m ³	46,297m ³
(ハ) 中遠工業用水道	33,392m ³	△ 94m ³	33,298m ³
(ニ) 西遠工業用水道	29,889m ³	△ 310m ³	29,579m ³
(ホ) 湖西工業用水道	16,311m ³	23m ³	16,334m ³
3 給 水 工 場 数	335か所	△ 3か所	332か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所	0か所	4か所
(イ) ふじさん工業用水道	103か所	△ 1か所	102か所
(ロ) 静清工業用水道	73か所	△ 1か所	72か所
(ハ) 中遠工業用水道	55か所	0か所	55か所
(ニ) 西遠工業用水道	78か所	△ 2か所	76か所
(ホ) 湖西工業用水道	22か所	1か所	23か所
4 建 設 改 良 事 業	2,978,303千円	△ 235,092千円	2,743,211千円
(ア) 柿田川工業用水道	131,367千円	△ 20,000千円	111,367千円
(イ) ふじさん工業用水道	1,808,988千円	△ 127,111千円	1,681,877千円
(ロ) 静清工業用水道	299,837千円	0千円	299,837千円
(ハ) 中遠工業用水道	214,562千円	△ 78,000千円	136,562千円

(イ) 西遠工業用水道	443,549千円	△	34,981千円	408,568千円
(カ) 湖西工業用水道	80,000千円		25,000千円	105,000千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	5,065,744千円	252,244千円	5,317,988千円
第1項 営業収益	4,760,816千円	△ 55,025千円	4,705,791千円
第2項 営業外収益	198,767千円	91,278千円	290,045千円
第3項 特別利益	106,161千円	215,991千円	322,152千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	5,070,064千円	△ 110,237千円	4,959,827千円
第1項 営業費用	4,960,814千円	△ 172,460千円	4,788,354千円
第2項 営業外費用	106,250千円	62,223千円	168,473千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,522,325千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額247,302千円、減債積立金536,918千円、建設改良積立金271,020千円及び過年度分損益勘定留保資金2,467,085千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	4,026,256千円	△ 322,564千円	3,703,692千円
第1項 企業債	2,125,000千円	△ 311,000千円	1,814,000千円
第2項 国庫補助金	59,100千円	△ 7,300千円	51,800千円
第3項 補償金	36,000千円	△ 18,000千円	18,000千円
第4項 負担金	4,500千円	6,000千円	10,500千円
第5項 投資有価証券償還金	1,800,000千円	0千円	1,800,000千円
第6項 固定資産売却代金	1,656千円	7,736千円	9,392千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,510,321千円	△ 284,304千円	7,226,017千円
第1項 建設改良費	2,978,303千円	△ 235,092千円	2,743,211千円
第2項 固定資産取得費	22,826千円	0千円	22,826千円
第3項 投資	3,500,000千円	0千円	3,500,000千円
第4項 企業債償還金	1,008,425千円	△ 49,791千円	958,634千円
第5項 国庫補助金返還金	767千円	579千円	1,346千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(補 正 前)

事 項	期 間	限 度 額
1 ふじさん工業用水道事業工事契約（蒲原取水場取水ポンプ改築工事ほか8件）	令和5年度から 令和6年度まで	436,000千円 （工事予定額 592,000千円） （令和5年度計上予算額 156,000千円）
4 静清工業用水道事業工事契約（袖師線配水管布設替工事（管更生工）ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	185,000千円 （工事予定額 260,000千円） （令和5年度計上予算額 75,000千円）

(補 正 後)

事 項	期 間	限 度 額
1 ふじさん工業用水道事業工事契約（蒲原取水場取水ポンプ改築工事ほか8件）	令和5年度から 令和6年度まで	456,000千円 （工事予定額 612,000千円） （令和5年度計上予算額 156,000千円）
4 静清工業用水道事業工事契約（袖師線配水管布設替工事（管更生工）ほか1件）	令和5年度から 令和6年度まで	210,000千円 （工事予定額 220,000千円） （令和5年度計上予算額 10,000千円）

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費 ふじさん工業用水道建設費 静岡工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 117,000 1,176,000 259,000 191,000 302,000 80,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	2,125,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費 ふじさん工業用水道建設費 静岡工業用水道建設費 中遠工業用水道建設費 西遠工業用水道建設費 湖西工業用水道建設費	千円 81,000 1,003,000 259,000 98,000 293,000 80,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,814,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(i) 職員給与費	600,927千円	584,632千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,617千円である。

令和5年度静岡県水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度静岡県水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度静岡県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)		(計)
1 総 配 水 量	74,737,200m ³		135,679m ³		74,872,879m ³
(7) 駿 豆 水 道	8,784,000m ³	△	121,743m ³		8,662,257m ³
(4) 榛 南 水 道	5,233,800m ³	△	213,025m ³		5,020,775m ³
(9) 遠 州 水 道	60,719,400m ³		470,447m ³		61,189,847m ³
2 1 日 平 均 配 水 量	204,200m ³		2,589m ³		206,789m ³
(7) 駿 豆 水 道	24,000m ³	△	710m ³		23,290m ³
(4) 榛 南 水 道	14,300m ³	△	874m ³		13,426m ³
(9) 遠 州 水 道	165,900m ³		4,173m ³		170,073m ³
3 給 水 対 象 数	10市町		0市町		10市町
(7) 駿 豆 水 道	3市町		0市町		3市町
(4) 榛 南 水 道	2市		0市町		2市
(9) 遠 州 水 道	5市町		0市町		5市町
4 建 設 改 良 事 業	2,353,300千円	△	58,300千円		2,295,000千円
(7) 駿 豆 水 道	228,557千円	△	19,100千円		209,457千円
(4) 榛 南 水 道	233,991千円		0千円		233,991千円
(9) 遠 州 水 道	1,890,752千円	△	39,200千円		1,851,552千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)		(計)
	収 入				
第1款 水道事業収益	7,056,000千円		49,647千円		7,105,647千円
第1項 営業収益	6,531,537千円	△	7,128千円		6,524,409千円
第2項 営業外収益	524,463千円		56,775千円		581,238千円
	支 出				
第1款 水道事業費用	6,839,726千円	△	49,420千円		6,790,306千円
第1項 営業費用	6,490,191千円	△	136,657千円		6,353,534千円

第2項 営業外費用	346,535千円	87,237千円	433,772千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,499,019千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額206,875千円、減債積立金427,868千円、建設改良積立金209,457千円及び過年度分損益勘定留保資金3,654,819千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,118,000千円	16,000千円	1,134,000千円
第1項 企業債	254,000千円	△ 20,000千円	234,000千円
第2項 補助金	64,000千円	36,000千円	100,000千円
第3項 投資有価証券償還金	800,000千円	0千円	800,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	5,702,199千円	△ 69,180千円	5,633,019千円
第1項 建設改良費	2,353,300千円	△ 58,300千円	2,295,000千円
第2項 固定資産取得費	22,326千円	0千円	22,326千円
第3項 投資	2,300,000千円	0千円	2,300,000千円
第4項 企業債償還金	1,012,573千円	△ 5,880千円	1,006,693千円
第5項 補助金返還金	14,000千円	△ 5,000千円	9,000千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 118,000 136,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	254,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 113,000 121,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	234,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	650,965千円	679,260千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,545千円である。

令和5年度静岡県地域振興整備事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度静岡県地域振興整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度静岡県地域振興整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 開発整備用 土地取得 取得面積	350,700 m ²	0 m ²	350,700 m ²
2 開発整備 開発面積	498,510 m ²	0 m ²	498,510 m ²
3 開発土地供給 供給面積	17,810 m ² △	1,052 m ²	16,758 m ²

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 開発整備事業収益	85,000千円	25,608千円	110,608千円
第1項 営業収益	80,000千円	0千円	80,000千円
第2項 営業外収益	3,000千円	25,818千円	28,818千円
第3項 特別利益	2,000千円 △	210千円	1,790千円
支 出			
第1款 開発整備事業費用	249,383千円 △	16,494千円	232,889千円
第1項 営業費用	182,603千円 △	10,150千円	172,453千円
第2項 営業外費用	63,780千円 △	6,344千円	57,436千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,291,864千円は、繰越工事資金1,220,388千円及び過年度分損益勘定留保資金71,476千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,495,000千円 △	790,000千円	1,705,000千円
第1項 負担金	75,000千円 △	75,000千円	0千円
第2項 牧之原萩間地区事業収入	1,384,000千円	0千円	1,384,000千円

第3項	長泉東野地区事業収入	376,000千円	△	55,000千円	321,000千円
第4項	湖西内山地区事業収入	120,000千円	△	120,000千円	0千円
第5項	新規用地事業収入	540,000千円	△	540,000千円	0千円

支 出

第1款	資本的支出	3,773,222千円	△	776,358千円	2,996,864千円
第1項	建設改良費	3,272,774千円	△	768,418千円	2,504,356千円
第2項	固定資産取得費	448千円	△	448千円	0千円
第3項	投 資	500,000千円	△	7,492千円	492,508千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(i) 職員給与費	150,009千円	151,557千円

第2項 医業外費用	1,539,000千円		584,789千円	2,123,789千円
第3項 特別損失	5,000千円		159,798千円	164,798千円
第2款 研究所事業費用	1,001,568千円	△	8,469千円	993,099千円
第1項 研究所費用	1,001,568千円	△	77,942千円	923,626千円
第2項 特別損失	0千円		69,473千円	69,473千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,762,280千円は、過年度分損益勘定留保資金2,762,280千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
	収 入			
第1款 病院資本的収入	4,552,976千円	△	509,489千円	4,043,487千円
第1項 企業債	3,943,000千円	△	682,000千円	3,261,000千円
第2項 基金繰入金	1,000千円		0千円	1,000千円
第3項 受託金	165,000千円		125,521千円	290,521千円
第4項 投資有価証券償還金	443,976千円		0千円	443,976千円
第5項 補助金	0千円		11,990千円	11,990千円
第6項 寄附金	0千円		35,000千円	35,000千円
第2款 研究所資本的収入	297,259千円	△	33,000千円	264,259千円
第1項 企業債	42,000千円		0千円	42,000千円
第2項 他会計負担金	2,000千円		0千円	2,000千円
第3項 受託金	33,000千円	△	33,000千円	0千円
第4項 出資金	220,259千円		0千円	220,259千円
	支 出			
第1款 病院資本的支出	7,335,050千円	△	529,284千円	6,805,766千円
第1項 建設改良費	4,111,889千円	△	545,766千円	3,566,123千円
第2項 企業債償還金	3,198,806千円		0千円	3,198,806千円
第3項 長期貸付金	21,600千円	△	16,800千円	4,800千円
第4項 敷金・保証金	2,755千円	△	1,718千円	1,037千円
第5項 積立金	0千円		35,000千円	35,000千円
第2款 研究所資本的支出	297,260千円	△	33,000千円	264,260千円
第1項 建設改良費	77,000千円	△	33,000千円	44,000千円
第2項 企業債償還金	220,260千円		0千円	220,260千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	1,420,000 2,523,000 42,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,985,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	3,144,000 117,000 42,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,303,000			
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)				
第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。				

	(補正前)	(補正後)
(i) 職員給与費	15,144,080千円	15,534,476千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額605,718千円を660,405千円と改める。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第8条 予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額19,529,449千円を19,711,320千円と改める。

令和5年度静岡県流域下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度静岡県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度静岡県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 年間総処理水量	30,777,000m ³	0m ³	30,777,000m ³
(ア) 狩野川東部流域下水道	11,287,000m ³	0m ³	11,287,000m ³
(イ) 狩野川西部流域下水道	19,490,000m ³	0m ³	19,490,000m ³
2 1日平均処理水量	84,090m ³	0m ³	84,090m ³
(ア) 狩野川東部流域下水道	30,839m ³	0m ³	30,839m ³
(イ) 狩野川西部流域下水道	53,251m ³	0m ³	53,251m ³
3 流域関連市町数	8市町	0市町	8市町
(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町	0市町	3市町
(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町	0市町	5市町
4 建設改良事業	1,430,700千円	△ 525,600千円	905,100千円
(ア) 狩野川東部流域下水道	550,000千円	△ 115,000千円	435,000千円
(イ) 狩野川西部流域下水道	880,700千円	△ 410,600千円	470,100千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	5,127,872千円	△ 23,764千円	5,104,108千円
第1項 営業収益	2,969,340千円	△ 21,442千円	2,947,898千円
第2項 営業外収益	2,158,532千円	△ 2,322千円	2,156,210千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	4,850,216千円	28,717千円	4,878,933千円
第1項 営業費用	4,620,831千円	3,717千円	4,624,548千円
第2項 営業外費用	226,385千円	25,000千円	251,385千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり

改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額634,546千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,900千円、減債積立金369,780千円、建設改良積立金76,710千円、過年度分損益勘定留保資金16,504千円及び当年度分損益勘定留保資金101,652千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	1,340,375千円	△ 544,585千円	795,790千円
第1項 企 業 債	299,000千円	△ 100,000千円	199,000千円
第2項 国 庫 補 助 金	700,250千円	△ 391,790千円	308,460千円
第3項 負 担 金	341,125千円	△ 52,795千円	288,330千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,955,936千円	△ 525,600千円	1,430,336千円
第1項 建 設 改 良 費	1,430,700千円	△ 525,600千円	905,100千円
第2項 固 定 資 産 取 得 費	6,425千円	0千円	6,425千円
第3項 企 業 債 償 還 金	518,811千円	0千円	518,811千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 95,000 204,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	299,000			

(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 62,000 137,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	199,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	168,416千円	163,743千円